

新型コロナウイルス感染症に係る 労務問題への対応についてのご案内

株式会社パイン総合研究所
コンサルティンググループ

昨今、新型コロナウイルス感染症の影響が再び勢力を増しています。人事労務という観点からしても、新型コロナウイルス感染症を起因として、様々な労務問題が発生しています。通常とは異なる状況ですので、会社としての判断を迷う場面も多いかと存じます。

例えば…

- ・新型コロナウイルス感染症について、従業員が陽性となった場合、勤務は出来ないが、その際の給与はどう考えたらよいのか？
- ・新型コロナウイルス感染症について、検査の結果は陰性であっても、念のため会社の命として休ませる場合は、休業手当の支払いは必要か？
- ・新型コロナウイルス感染症について、従業員は陽性だったが無症状の場合、本人の了承があれば、在宅勤務をさせても良いのか？

など

弊社コンサルティンググループでは、年間約1,000件、日々発生する人事労務に関する労務相談をお受けしています。人事労務顧問契約を結んだ企業様のご相談をお受けするのはもちろんですが、スポットとして労務相談のご対応することも可能です。

また、現在、厚生労働省からは、雇用調整助成金や小学校休業等対応助成金等、新型コロナウイルス感染症に関連した助成金も整備されています。弊社では助成金の申請も対応可能です。

各企業様によってご事情は様々ですので、お困りの内容も異なるかと存じます。弊社では、単なる法解釈ではなく、人事労務施策として、各企業様に即したアドバイスをさせていただいております。皆様のお力になればと存じますので、お気軽にぜひご相談ください。

以上